

# 営業秘密の保護と競業禁止特約の合理性

合衆国第八連邦巡回控訴裁判所一九九二年一月九日判決 (Baxter International, Inc. v. Morris)  
掲載誌 976 F.2b 1189

石橋 洋 熊本学園大学・外国労働判例研究会

## 1 はじめに

アメリカ法において、前使用者が退職後の被用者による営業秘密の使用または開示から営業秘密を保護するための法的手段として、①コモン・ロー上の営業秘密の不正使用に関する法、②秘密保持特約、③競業禁止特約、に訴えることが可能である。これらのうち、使用者の立証責任やその運用の容易さという点からみても、前被用者が競業的職業に就くことそれ自体を禁止しうる競業禁止特約が営業秘密を保護するための法的手段として最も有効かつ適切であることは疑いない。本稿で取り上げたバクスター事件判決は、上訴人（原告）バクスター社（マイクロスキャン社）の営業秘密保護のため被上訴人（被告）である前被用者モリスに対して営業秘密の使用または開示を禁止する一年間の差止命令を連邦地方裁判所が発

給し、それによってバクスター社の営業秘密の適切な保護が図られていることを主たる理由として、競業禁止特約の合理性を否定した最初の連邦巡回控訴裁判所判決である。しかし、事実審裁判所において競業禁止特約によるよりも制限的でない営業秘密保護のための差止命令が発給されていることを主たる理由として、上訴裁判所が競業禁止特約の合理性を否定することがイリノイ州法上妥当なものであるのか否かは論議の余地の残るところである。そこで、本稿はこの論点に関連してバクスター事件判決を検討することとする。

## 2 事実の概要と判旨

### (1) 事実の概要

一九八八年、生化学博士モリスはバクスター・グイアグノーチクス社のキヤルフォルニア支社であるマイクロスキャン

社と雇用契約を締結し、次の競業禁止特約にも合意した。「私（モリス）は、（マイクロスキャン社）」との雇用契約の終了後の一年間、直接または間接にマイクロスキャン社と競業会社が現実の競争関係にある地域内において競争関係にある商品を生産するいかなる競業会社にも勤務するものではない」。この特約には、その解釈・適用の統一のために「イリノイ州法が適用される」とも定められていた。在職中のモリスは、バクテリアの調査・研究に関連する様々なプロジェクトに関与し、マイクロスキャン社の機密情報を知りうる立場（*possess*）にあった。にもかかわらず、モリスは、一九九二年一月にマイクロスキャン社を退職した後、バクスター社においてバクスター社と並ぶ主要二社中の一つであるヴァイテック社に入社し、生化学の調査・開発プロジェクトの企画・立案に従事した。これに対して、バクスター社は、ミズーリ州東部地区連邦地方裁判所（以下「地裁」という。）に、①営業秘密の不正使用の禁止、②一年間のヴァイテック社での就労を禁止する競業禁止特約の強行、を請求した。他方、モリスも本件競業禁止特約にイリノイ州法ではなくキヤルフォルニア州法が適用される旨の宣言判決を求めた。これらの訴につき、地裁は、①につ

いてはコモン・ローにもとづいてマイクロスキャン社で取得した一定の営業秘密の使用または開示を一年間禁止したが、②については本件競業禁止特約はキヤルフォルニア州法上無効であるとして棄却した。また、モリスと接触するヴァイテック社の社員に地裁の差止命令を回覧することを内容とするバクスター社による判決修正の申立も認容された。しかし、この地裁判決には、①モリスがヴァイテック社と雇用契約を締結することの禁止をしなかったこと、②競業禁止特約の強行をしなかったこと、等の点につき地裁の判断に誤りがあったとしてバクスター社により上訴されたのが、本件である。

### (2) 判旨（原審認容）

①地裁は、モリスがマイクロスキャン社の営業秘密を取得していると認定しつつも、(1)ヴァイテック社はモリスに営業秘密を開示させることを意図していないこと、(2)本件産業では営業秘密を開示せずに被用者の引抜をするのが一般であること、(3)モリスは元勤務していた会社の営業秘密を開示せずにマイクロスキャン社で勤務していること、(4)ヴァイテック社がマイクロスキャン社の営業秘密をその製品に使用しえないこと、という事実認定にもとづいて、モリスがヴァイテック社での勤務を差止められることによつ

て被る損害とモリスが就労することによってヴァイテック社が被る損害とを利益衡量するならば、たとえマイクロスキヤン社がモリスに金銭的補償をしたとしても、地裁の命令に裁量権の濫用があるとはいえない。

②(A) 本件競業禁止特約にキヤルフィールニア州法が適用されるとした地裁の結論は、Restatement(Second) of Conflict of Laws § 187 (1971) の解釈を誤ったものであり、本件特約に定められているように、イリノイ州法が適用される。

(B) イリノイ州法によれば、雇用契約中の制限特約は、使用者の事業活動上の正当な利益を保護するために必要な合理的範囲内のものである場合においてのみ強行される。制限特約の合理性は、被用者への不利益をも含む当事者へのインパクトによって評価される。

(C) 本件競業禁止特約の目的は営業秘密の保護にある。すでに述べたように、地裁の判断によれば、モリスはマイクロスキヤン社の営業秘密を開示せずにヴァイテック社に勤務できるし、またモリスが本件特約によって仕事を禁止されている一年間につきマイクロスキヤン社によってサラリーを支払われたとしても、モリスは不当な不利益を被ることとなる、ということであった。こうした事情を考

慮した利益衡量の結果として、地裁は、本件事実関係のもとで合理的と思われる命令を発し、本件競業禁止特約の強行を否認した。本裁判所は、モリスがマイクロスキヤン社で取得した機密情報の使用または開示を禁止する地裁の命令は、パクスター社を適切に保護しており、従って、本件競業禁止特約は、イリノイ州法上、広汎、不合理、過負担、不必要なものとして強行しえない、と判断する。

### 3 解説

(1) イリノイ州法における競業禁止特約の合理性の判断枠組み

イリノイ州法上、雇用契約に附随して締結される競業禁止特約は、被用者が適職に就くための移動の自由を阻害する虞があるという意味において営業制限に該当し、しかも交渉力の不平等の所産であることから、慎重な司法審査の対象とされてきた。そして、競業禁止特約の有効性の可否を評価するための司法審査基準として採用されてきたのが合理性基準である。合理性基準とは、競業禁止特約のなかでも、市場経済社会の機軸をなす競争それ自体を抑止すべく機能する特約を無効とし、被用者の移動の自由を阻害する虞がなく、使用者の事業活動上の利益を被用者の不正な競争から保護する合理

的なものに限って、その有効性を肯定するための法的判断枠組みである。それによれば、競業禁止特約の合理性は、①使用者の正当な利益を保護するための必要性を超えていないか否か、②使用者の正当な利益を保護する必要性が被用者の被る不利益に優越していないか否か、③使用者の正当な利益を保護する必要性が一般公衆の被る不利益に優越していないか否か、という判断基準によって評価されることとなる。イリノイ州法において、使用者の正当な利益として判例法上確立しているのは、営業秘密、営業秘密以外の機密情報、半恒久的顧客関係 (near-permanent customer relationships) である。

(2) パクスター事件における合理性基準の具体的適用  
判旨は、本件事案にイリノイ州法上の合理性評価の判断基準の具体的適用を試みている。まず、前記①に関しては、本件特約が使用者の正当な利益である営業秘密の保護を目的としたものであり、モリスが営業秘密を取得したことを認めている。しかし、判旨では、地裁の②に関する利益衡量とそれにもとづく差止命令とを認容して、次の三点から本件特約は合理的ではないと判断している。すなわち、第一にモリスがマイクロスキヤン社

の営業秘密を開示せずに勤務しうること、第二にモリスが本件特約によって勤務を禁止されている一年間、マイクロスキヤン社がサラリーを支払ったとしても、モリスは不当な不利益を被っていること、第三に機密情報の使用または開示を禁止する地裁の差止命令がパクスター社を適切に保護していること、である。

地裁での利益衡量の焦点は、モリスがヴァイテック社で勤務することによってマイクロスキヤン社の被る不利益とモリスがヴァイテック社で勤務しえないことの不利益をどのように調整するかであった。そして、地裁の差止命令の決め手となったのは、モリスがヴァイテック社で勤務することによって営業秘密の使用または開示の虞が存在しないという点であった。しかし、問題はここにある。

この点、第八巡回控訴裁判所は、本件とほぼ同様の事案であるモダン・コントロールズ事件判決 (Modern Controls, Inc. v. Andreadakis, 578 F. 2d 1264 (1978)) において、「前被用者が同一の仕事に従事するときに、前使用者のところで在職中に取得した機密情報を利用しないと期待することはリアリティを欠いている」と述べている。仮にこのような認識に地裁が立ったとするならば、本件における利益衡量はまったく異なるもの

となったと思われる。もつとも、前被用者による営業秘密の使用または開示の不可避性が認められるためには、少なくとも次の二つの要件を満たす必要があるといわれている。第一に新使用者の技術力が劣っていること、第二に前使用者の新しい技術が新使用者の事業活動や製品の開発に応用されることである。(Aspeund & Eriksen, Employee Noncompetition Law, §5.01 [4] [d] at 544 (1990))

また、サラリーを前使用者が一年間支払ったとしても、前被用者は不当な利益を被るようになる、という判断も、前被用者が実際に前使用者の営業秘密を使用または開示せずに勤務しており、勤務しうることが決め手となった利益衡量であることは明らかである。

こうした利益衡量にもとづいて出された地裁の差止命令を、判旨は前使用者を「適切に保護している」としたわけである。たしかに、退職後の被用者が適職に就くための移動の自由への競争禁止特約による制限は使用者の正当な利益を保護するための必要な範囲を超えてはならない、という意味では、判旨はイリノイ州における競争禁止特約の合理性の判断基準に従ったものともいえよう。しかし、営業秘密の保護を目的とする競争禁止特約の有効性が争われたイリノイ州の裁判

例のなかには、事実審裁判所の差止命令が前使用者を「適切に保護している」として競争禁止特約の有効性を否定した先例は存在していない。とはいえ、利益衡量にもとづく差止命令の認否に関する裁量権は事実審裁判所にあり、上訴裁判所は、明白な法令の解釈・適用の誤りまたは裁量権の濫用が存在しないかぎり発給された差止命令に介入しえない、というイリノイ州裁判所および第八巡回控訴裁判所の先例である。また、合理的な競争禁止特約が存在しない限り、将来の他社への勤務それ自体を禁止しえないというのも、その先例とするところである。

このように考えてくると、判旨がイリノイ州の競争禁止特約の合理性評価をめぐる先例に従ったものであるのか否かは、にわかには速断し難いところである。その意味では、競争禁止特約にもとづく差止命令よりも制限的でない差止命令が前使用者を適切に保護していることを理由として競争禁止特約の合理性を否定することの当否は、今後の裁判例の発展を待つほかないように思われる。

### (3) バクスター事件判決の影響

バクスター事件判決が先例として将来の事件に適用される場合、被用者が同業他社に転職し、同種または同一の仕事に就いたとしても、営業秘密の使用または

開示を禁止するために競争禁止特約よりも制限的でない方法が存在する場合には、競争禁止特約の有効性が認められる余地は、ほぼありえないこととなる。もちろん、衡平法上の利益衡量は、個別事案ごとになされることから、営業秘密の使用または開示の不可避性が認められることも考えられうる。そうであるにせよ、

競争禁止特約の合理性の決め手は、営業秘密の使用または開示の不可避性の存否にあり、使用者にとつて営業秘密の存否やその使用または開示の虞の立証が困難であるからこそ、競争禁止特約を締結する使用者側の必要性は法的に無視されたこととなる。このことは、競争禁止特約以外の法的手段によつて使用者の営業秘密が適切に保護されるのかとともに、そもそも競争禁止特約の意義は何かを改めて問うているように思われる。いずれにしても、被用者を引き抜くことのほうが、自らの投資でもつて営業上または技術上の情報を開発することよりもメリットがあるという法的・社会的状況が生み出されてはならないことだけは確かであろう。

(注) この点について少し敷衍しておく  
と、①では、営業秘密の存在とその使用者が負うのに対して、②と③では、

被用者が営業秘密と機密情報にアクセスしうる地位にあったことを立証することである。また、②と③を対照すると、第一に、②の使用者の保護法益が営業秘密と機密情報であるのに対して、③ではそれらに顧客の維持・確保が加わり、使用者の保護法益の範囲が広がること、第二に、②は営業秘密や機密情報の使用または開示を禁止することに対して、③は競争禁止特約に就くこととそれ自体を禁止しうること、第三に、②と③の合理性評価はほぼ同じ基準で判断され、第二点との関連から②の方が被用者への不利益の程度が小さく、合理性は肯定されやすいが、営業秘密や機密情報が意図的にコピーされたり、記憶されたという場合を除いて、その使用または開示の虞の立証は難しく、事後的救済にならざるをえないのに対して、③は競争禁止特約に就くこと自体を禁止しうることから、特約違反の立証、あるいはその運営が容易であること、等が両者の主たる相違点として挙げられよう。こうした理由から、競争禁止特約が使用者の事業活動上の正当な利益、特に営業秘密や機密情報を保護するための法的手段として使用されるのが一般となっている。